

国際協力排出削減量の記録等に関する省令の一部を改正する省令（令和7年農林水産省・経済産業省・環境省令第3号）の概要

令和7年12月

1. 背景・趣旨

- 地球温暖化対策の推進に関する法律（平成10年法律第117号。以下「法」という。）第9章第1節において、主務大臣の二国間クレジット制度（JCM）に関する国際協力排出量の記録等の手続等を規定しており、これに基づき、国際協力排出削減量の記録等に関する省令（令和7年農林水産省・経済産業省・環境省令第1号。以下「省令」という。）が制定されている。
- 今般、一部の相手国との調整を踏まえ、事業設計書の添付書類として規定されている「事業設計書に係る国際温室効果ガス排出削減等協力事業の実施を担当する者の連絡先その他の当該国際温室効果ガス排出削減等協力事業の実施を担当する者に対する連絡の方法等に関する書類」（省令第2条第3項第2号）を削除するものとする※。なお、相手国から当該削除書類を独立した書類として提出することが求められる場合は、事業者に対して、改正後の省令第2条第3項第2号の「その他前項の取決めに基づき必要とされる書類」として当該削除書類の提出を求めることとなる。
※ 本件削除は、一部の相手国とのJCMにおいては、当該削除書類を独立した提出書類として求めない方針となったことによる。
- 加えて、京都議定書第12条1に規定する低排出型の開発の制度が終了することが決定していることから、認定検証機関の要件として規定されている「京都議定書第十二条1に規定する低排出型の開発の制度の下で運営組織として指定を受けている機関」（省令第4条第3項第1号口）を削除することとする。なお、「低排出型の開発の制度の下で運営組織として指定を受けている機関」が存在しなくなるまでの間、当該機関から認定検証機関となるための申請（法第44条第1項）が行われた場合には、改正後の省令第4条第3項第1号口の「イに掲げる機関に類するものとして主務大臣が認めた機関」として申請を受け付けることとなる。

2. 改正内容

（1）事業設計書の添付書類の改正（省令第2条関係）

- 事業設計書の添付書類として定められている次の書類を削除する。
 - 事業設計書に係る国際温室効果ガス排出削減等協力事業の実施を担当する者の連絡先その他の当該国際温室効果ガス排出削減等協力事業の実施を担当する者に対する連絡の方法等に関する書類

（2）認定検証機関の認定の改正（省令第4条関係）

- 認定検証機関の認定の要件として規定されている次の事項を削除する。
 - 京都議定書第十二条1に規定する低排出型の開発の制度の下で運営組織として指定を受けている機関

（3）改正法の施行に伴う所要の改正

- 地球温暖化対策の推進に関する法律の一部を改正する法律（令和6年法律第56号。以下「改正法」という。）により条ずれが生じることから、これに対応するために、省令で引用する法の条文番号の改正を行う。

3. 施行期日

- 改正法第2条の施行の日（令和8年1月1日）から施行する。